

羽黒高等学校のいじめ防止基本方針

平成26. 4. 1

1 いじめ防止等対策のための組織

(1) 組織

- ・校内のいじめ防止の中核となる組織として「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・いじめの早期発見、調査、指導の主体としては、従来の生徒課を活用する。

(2) 構成

「いじめ対策委員会」の構成は、校長、(副校長)、教頭、生徒相談室長、教務課長、生徒課長、学年主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)とし、校長が主宰する。

(3) 役割

- ・取り組みの実施、計画の作成・実行・検証・修正
⇒(副校長)、教頭、生徒課長が中心
- ・情報の収集と記録の集積
⇒生徒課長・生徒課員、各学年担任団
- ・情報を基に組織が対応(方針決定、聴取、指導・支援体制の確立、保護者・外部機関との連携)
⇒校長、(副校長)、教頭、生徒課長・生徒課員、当該学年担任団
- ・研修や事例研究の企画・運営
⇒生徒課長・生徒課員
- ・いじめの相談窓口
⇒生徒課長(生徒課員)、各学年主任(担任団)、生徒相談室、養護教諭

2. いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

- ・生徒が友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送る事ができ、授業や行事に自主的に参加し活躍できる学校である。
- ・生徒集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いに認め合える人間関係を生徒と教職員が共に作り上げる学校である。

(2) いじめ防止のための措置

- ・いじめについての共通理解

いじめについて、教員研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。生徒に対しては、全体集会や学級活動に於いて、いじめは絶対にゆるさないことである雰囲気を学校全体に醸成してゆく。

- ・いじめに向かわない態度・能力の育成

学校における教育活動全体を通じた「7つの習慣J」による心の教育、外部講師による心の教育の講演等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。また、インターンシップ等の推進による社会性を高めることで、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自分の意見の相違についても、お互いを認め合うことで建設的に調整・解決できる力やコミュニケーション力を培う。

- ・自己有用感・肯定感の育成

教育活動全体を通して、生徒が活躍できる機会を多くし、生徒全員が、認められているという思いを抱くことが出来るようにする。また困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に

設ける。

- ・生徒の主体的取り組み

いじめに対して、生徒達が自ら主体的に考え、防止に関しても積極的な取り組みができるように促す。

3. いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめはどの生徒にも起こるし、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという認識の下、いじめの早期発見に全ての教職員が取り組む。些細な兆候であってもいじめの疑いを持って、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、いじめを積極的に認識する。また、生徒と教職員の信頼関係の構築に努め、教職員層が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 早期発見のための措置

- ・学期末のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に努める。
- ・学級懇談会、PTA分会などで保護者との積極的な関わりにより、広く情報の収集に努める。
- ・生徒相談室や保健室の利用、スクールカウンセラーの活用を広く周知する。
- ・昼休み、清掃の時間、放課後の雑談の中で生徒の様子に目を配る。
- ・部活動日誌や学級日誌等を活用し、日常の交友関係や悩みを把握する。

4. いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

いじめの構造は、①被害者、②加害者、③いじめ認知集団、④いじめ非認知集団、の4重構造になっている。③、④については、小さいいじめも大きく扱うことで、集団の意識を高め、止める勇氣、知らせる勇氣を培っていかなければならない。

発見、通報を受けた場合には、特定の教職員を抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害生徒を守ると同時に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際には、形式的な指導ではなく、社会性の向上や生徒の人格の成長に主眼を置いたものとする。教職員全員の共通理解の下、保護者、関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場で行為を止める。
- ・生徒、保護者からのいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、全教員で情報を共有する。
- ・その後は、「いじめ対策委員会」か「生徒課」や学年団が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、情報収集といじめの事実関係の有無の確認を行う。
- ・事実関係の結果は、校長が県の学事文書課に報告するとともに、学年団から被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・いじめた生徒への学校の指導が行われていても、十分な効果が得られない場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合は、いじめられている生徒を徹底的に守るという観点から警察に相談する。

(3) いじめられた生徒、保護者への支援

- ・いじめられた生徒からの事実関係の聴取を行う。個人情報の取り扱いには十分注意する。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめられた生徒、保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、出来る限り不安を除去する。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員で当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の身の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が安心して学習活動に取り組めるよう、必要に応じて、いじめた生徒の別室登校指導や、それでも安全が確保できなければ出校停止の措置を講じる。

(4) いじめた生徒、保護者の指導助言

- ・いじめたとされる生徒からの事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、その後の解決方策の方向性を定める。また、「生徒課」と当該学年団が連携し、組織的ないじめをやめさせ、その再発防止策を取る。必要に応じては、スクールカウンセラーの協力を得る。
- ・事実関係を確認したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解と指導に対する協力を仰ぐ。いじめは人格を傷つけ、生命や身体を脅かす行為であることを理解させる。以後、学校、保護者の協力の下に継続的な指導を続ける。但し、いじめた生徒の抱えている問題なども注視し、いじめの背景等にも目を向ける。その生徒の人格や存在を否定する言動は、絶対にしてはならない行為である。
- ・状況に応じては、教育的配慮も考慮しながら、特別指導計画による指導の他、出校停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取る。いずれにしても、個人情報等の取り扱い、プライバシー保護には十分注意する。

(5) ネット上でのいじめ対応

- ・インターネットやSNS等の危険性を生徒及び保護者に積極的に啓蒙する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避ける為に直ちに削除する。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害等があった場合は、プロバイダに対し速やかに削除を求めるとともに、必要に応じては地方法務局の協力を得る。
- ・生命の危険や財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察に連絡し援助を求める。
- ・スクールガード等により早期発見に努める。

5. 重大事態への対応

(1) 基本的な考え方

- ・いじめに伴って、①生徒の自殺の企て、②生徒の身体に重大な障害、③金品等の重大な被害、④生徒の精神的疾患、⑤生徒が不登校に陥る、⑥生徒、保護者からの申し立て等に、学校は、全教職員にその旨を知らせると共に、県の学事文書課にも事態発生についての報告をし、PTA役員、学園の役員にも連絡をし、協力を得る。
- ・校内では、「いじめ対策委員会」を母体に事実関係を調査し、その結果を県の学事文書課に報告し、必要に応じて、県の指導を仰ぐ。また、県が特別に調査機関を設けた場合には、積極的に調査に協力する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・いじめの事実関係（いつ、誰から、どのように、またその背景や生徒の人間関係、学校の教職員の対応について等を）明確な限り網羅的・客観的に、しかも迅速に調査する。
- ・断片的な情報による誤解が生じないように、全体的な情報収集に努める。

・質問調査等の情報の収集については、学校内の教職員だけにとらわれなくて、客観性を持たせる意味からも、PTAや学園役員に依頼することも必要である。質問調査等の対象生徒については、事件の範囲や重大性を十分に考慮し実施する。

・いじめられた生徒や情報提供者を守ることを最優先にして調査する。また、いじめられた生徒の状況に合わせた心のケアも十分に考え、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

・被害生徒の死亡や入院により、生徒からの聞き取りが不可能になった場合は、当該生徒の保護者や家族の要望を十分に聴取し、迅速に当該家族に今後の調査について協議し、着手する。

・学校は調査により判明したことを、逐一県に報告し、指導助言を得る。

(3) 調査結果の提供及び報告

・学校は、県に調査結果を報告する。

・調査によって明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒やその保護者に説明する。

・在校生及び保護者に対しても、出来る限りの配慮と説明をする。

・報道機関への情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に留意し、適切に提供する。

(4) 調査後の動き

・調査による事実関係の確認と、いじめた生徒の指導といじめ行為を止める。

・一般生徒・保護者も含めた心のケアと正常な学校生活への復帰を目指す。

・学校に不都合な事があっても、事実としっかりと向き合う。

・学校は調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。

6. いじめ防止に関わる年間計画

(1) 基本的な考え方

未然防止の取り組みは、組織的、計画的に実施し、PDCAサイクルを機能させ、システムの更新をしていくことが必要である。

(2) 年間計画

・いじめの共通理解と情報収集

学年主任会議（毎月）

生徒課会議（毎月）

学年会（毎月）

教員研修会（年2回）

・いじめ早期発見のための措置

定期的なアンケート（年2回）

2者面談（年2回）

スクールカウンセラーの活用

休み時間の巡視（随時）

・いじめに向かわせない態度・能力の育成

7Jによる心の教育

学級活動

外部講師による講演会

全校、学年集会での講話

新入生研修

・自己有用感・肯定感の育成

教科指導

（わかる、できる、伸びる）

学園祭、体育祭や球技大会

（仲間と一緒に達成・成長）

部活動

（できる、切磋琢磨、チームの向上・支

え合い）

・生徒会主体の取り組み

ボランティア活動の推進

全校奉仕活動の実施